

京田辺市地域子育て支援センター 気象警報発表時等の対応について

1. 京田辺市に気象警報が発表された場合、または高齢者等避難開始情報（レベル3）が発令された場合

その日を含め、上記状態が回復（気象警報の解除、または避難所の閉所）するまで閉所します。
午前7時までに上記状態が回復すれば開所します。（子育て講習会等の事業も行います。）

回復が午前7時以降であれば1日閉所します。ただし、電話での子育て相談事業は行います。



2. 京田辺市で地震が発生した場合

【震度5弱以上の地震】（開設時間帯の場合） → 即時閉所します。
（閉所時間帯の場合） → 開設は内部協議のうえ決定します。

【震度4までの地震】（開設時間帯の場合） → 運営に支障がない場合は、開所継続します。
（閉所時間帯の場合） → 運営に支障がない場合は、開所時間に開所します。



3. 備考

上記1または2の場合で「開所」となっている場合でも、公共交通機関の運行が中止する等やむをえない理由により職員が出勤出来ない場合や、施設長が市民（利用者）の安全が確保出来ないと判断した場合は、内部協議のうえで閉所とすることがあります。